

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
貿易統計と事業所母集団DBの収録情報の接続の可能性の検討	① 輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計の作成について、事業所母集団データベースと貿易統計データベースにおける法人番号の登録状況を踏まえた収録情報の接続の可能性や、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点の検討も含め、その作成可能性を検証・検討する。また、貿易統計について、ユーザーニーズも踏まえつつ、情報提供を充実するなど、引き続き利便向上に努める。【No. 117】
海外事業活動基本調査について外為法の届出情報等の活用	② 海外事業活動基本調査について、政府における行政記録情報の提供環境を整えるための方策の検討状況を踏まえ、その母集団名簿の適切な作成に向け、行政記録情報である外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の届出情報（企業名、住所等）等の活用方策について検討し、可能な限り早期に結論を得る。【No. 118】

これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p><令和3年度統計法施行状況報告（暫定版）></p> <p>① 当該措置については、貿易統計データの既存情報にある項目と事業所母集団データベースの既存情報の項目に共通キーが存在しておらず、両データベースの収録情報の接続が極めて困難な状況。今後、接続に必要な共通キーとなり得る、例えば、法人番号が導入される等の進展によっては、引き続き検討する余地があるものと考えられる。</p> <p>ただし、仮に共通キーの課題が解決したとしても、本来の行政手続の円滑な実施に支障が出ないよう、また個別企業の情報が識別されないよう処理が行われる必要があり、統計情報の機密性が担保された環境において作業が実施されることが前提となる。</p> <p>貿易統計については、これまでもユーザーニーズを踏まえ提供情報の充実に努めてきたところ、更に利便性を向上させるため、令和元年（2019年）6月に貿易統計ホームページのリニューアルを実施し、また令和元年度（2019年度）中にe-StatのDB化を実施・完了した。</p> <p>② 外国為替及び外国貿易法の届出情報である行政記録情報の活用については、財務省から目的外利用、個別企業情報守秘の観点から提供は困難である旨の回答があったため、海外事業活動基本調査において母集団名簿に活用することは困難な状況。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<p>○ ①の新たな統計の作成については、令和3年経済センサス活動調査の結果が事業所母集団データベースに収録される令和5年度に網羅的な形で法人番号を共通キーとした接続の検証が可能となる予定であることから、新たな統計作成の可能性を引き続き検証・検討することについて、次期基本計画に記載することとしてはどうか。</p> <p>また、貿易統計の利便性向上については、DB化等の取組が進められていることから、次期基本計画に記載する必要性に乏しいのではないかと。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ ②については、<u>関係省において外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）の届出情報の活用に向けた協議を継続的に行ってきたところであるが、外為法で個別の報告に記載されている内容を母集団名簿の作成に利用することは、外為法の目的外利用になるため、提供は困難な状況であるとしている。</u> ○ <u>このため、現状では、経済産業省が海外事業活動基本調査の母集団名簿の作成に外為法の届出情報を活用することは難しいと考えられ、次期基本計画に記載することは難しいのではないかと。</u> ○ <u>なお、これまで前年の調査結果に加え、経済産業省企業活動基本調査や民間データベースの情報など、利用可能な情報を活用することで、母集団名簿の整備に係る対応可能な措置はとられている状況である。</u> <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>財務省及び総務省は、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計の作成について、事業所母集団データベースと貿易統計データベースの収録情報の接続の可能性を検証した上で、行政手続への影響や個別企業の情報の秘匿といった観点を含め、その作成可能性を検証・検討する。【財務省、総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</u>
備考（留意点等）	